

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年1月12日認可した。

平成24年1月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下新田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）小立岡地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）段の岡地区
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）南新開地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）広庄池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大畑3号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下出用地2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中出6号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）玉田地区
観音寺市逆瀬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）立石地区